⑵　「平成21・22年度工事競争参加資格確認者」のうち「鉄道建設本部九州新幹線建設局管内土木」(以下「土木」という。)に係る競争参加資格の認定を受けている者であること。会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、鉄道建設本部九州新幹線建設局が別に定める手続に基づく競争参加資格の再認定を受けていること。

⑶　構成員のうち代表者は、土木に係る競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（以下「客観点数」という。)が1,400点以上の者であること。また、出資比率が第２位の構成員は、客観点数1,200点以上の者であることとし、出資比率が最下位の構成員は、客観点数1,000点以上1,200点未満の者であること。ただし、長崎県に本社を置くものについては客観点数950点以上1,200点未満とする。

⑷　構成員のうち代表者は、平成７年度以降に元請として完工（引渡し済みのものに限る。）した次のア、エ及びカの施工実績（当該施工実績が当機構における実績の場合は、工事成績評定点が65点以上のものに限る。また、共同企業体構成員としての実績は、代表者の場合のものに限る。)を有することとし、出資比率が第２位の構成員は、平成７年度以降に元請として完工（引渡し済みのものに限る。)した次のア又はイ、エ又はオ及びカ又はキの施工実績（当該施工実績が当機構における実績の場合は、工事成績評定点が65点以上のものに限る。また、共同企業体構成員としての実績は、出資比率が10%以上の場合のものに限る。)を有することとし、出資比率が最下位の構成員（最下位の構成員が同率で複数の場合には、そのうち１者に限る。)は、平成７年度以降に元請として完工（引き渡し済みのものに限る。)した次のア、イ、ウ、エ、オ、カ又はキのいずれかの施工実績（当該施工実績が当機構における実績の場合は、工事成績評定点が65点以上のものに限る。また、共同企業体の場合の実績は、出資比率が10%以上の場合のものに限る。)を有すること。

ア　内空断面50㎡以上、延長1,000ｍ以上のＮＡＴＭ工法による鉄道トンネル新設工事
イ　ＮＡＴＭ工法によるトンネル新設工事
ウ　トンネル新設工事
エ　鉄道橋りょう新設工事
オ　橋りょう新設工事
カ　鉄道土路盤新設工事
キ　土路盤新設工事

⑸　当機構の施工実績がある場合は、機構の工事成績の平均点が過去２年連続で60点未満でないこと。

⑹　施工計画が適正であること。

⑺　すべての構成員は、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

ア　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
イ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。
ウ　構成員のうち代表者は、平成７年度以降に元請として完工（引渡し済みのものに限る。)した⑷アの施工経験（当該施工経験が当機構における経験の場合は、工事成績評定点が65点以上のものに限る。また、共同企業体構成員としての施工経験は、出資比率が構成員中最大のものに限る。)を有すること。出資比率が第２位の構成員は、平成７年度以降に元請として完工（引渡し済みのものに限る。)した⑷ア又はイの施工経験（当該施工経験が当機構における経験の場合は、工事成績評定点が65点以上のものに限る。また、共同企業体構成員としての施工経験は、出資比率が10%以上のものに限る。)を有すること。ただし、出資比率が最下位の構成員（最下位の構成員が同率で複数の場合には、そのうち１者に限る。)は、施工経験を必ずしも必要としない。

⑷ア及びイの施工経験については施工管理に１年以上従事したものに限る。

⑻　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、鉄道建設本部九州新幹線建設局長から独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成15年10月機構規程第83号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑼　上記１⑵に示した工事に係る設計業務等の請負者又は当該請負者と資本若しくは人事面において関連のある建設業者でないこと。

⑽　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。(資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)。

⑾　「工事目的物の性能、機能の向上及び社会的要請への対応に関する技術提案（以下「技術提案」という。)に係わる具体的な施工計画」が適正であること。

「技術提案に係わる具体的な施工計画」の提出にあたって、入札説明書の別冊図面及び別冊示方書に参考として示された図面及び示方書等（以下「標準案」という。)と異なる施工方法（技術提案）で施工する場合の具体的な施工内容を示した施工計画書を提出すること。「技術提案に係わる具体的な施工計画」が適正と認められない場合に、標準案に基づいて施工する意思がある場合には、標準案による施工計画を併せて提出すること。

また、標準案に基づいて施工しようとする場合には標準案による施工計画を提出すること。

⑿　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、機構発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　総合評価に関する事項

⑴　入札の評価に関する基準

本工事の総合評価に関する評価項目、評価基準及び得点配分は次のとおりとする。なお、評価にあたっては、その内容をヒアリングする。

ア　施工体制の評価
・品質確保の実効性
・施工体制確保の確実性

イ　技術提案に係わる具体的な施工計画
・工事全般に係わる具体的な施工計画
・仮設ヤードに係わる施工計画

ウ　工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案
・トンネル施工管理に係る技術提案及び具体的な施工計画
・覆工コンクリートの長期耐久性の向上、出来栄え確保を図る目的での品質管理

エ　社会的要請への対応に関する技術提案
・掘さく作業に係わる環境及び安全対策
・資機材の運搬等の作業に係る環境及び安全対策

なお、評価にあたっては、その内容をヒアリングする。

⑵　評価の方法

ア　標準点

⑴に示す評価項目の提案が標準案と同等の場合には、標準点100点を与える。なお、標準案に基づく入札参加者には、標準点100点のみを与える。

イ　施工体制評価点

施工体制評価点は、⑴アに示す評価項目について、30点を与える。

ウ　加算点

加算点は、⑴イ、ウ及びエに示す評価項目について、30点を与える。なお、⑶における審査結果によっては、加算点を減点することがある。

エ　価格及び提案に係わる総合評価は、標準点、施工体制評価点と加算点の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。)をもって行う。

⑶　施工体制確認のためのヒアリングの実施

施工計画等（施工体制の確認に係る部分に限る。)のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して、追加資料の提出を求めることがある。